



令和3年3月30日（火）
国土交通省関東地方整備局
横浜国道事務所

記者発表資料

災害時の応急対策に協力していただける企業を募集します。

－災害時における災害応急対策業務に関する協定他－

国土交通省横浜国道事務所では、地震・大雨・大雪などの災害の発生または発生の恐れがある場合に、迅速に応急対策を行うための協定及び、首都直下地震道路啓開計画（八方向作戦）の南方向における道路啓開を行うための協定について締結を希望する者を募集します。

この度、現在締結している協定期間が終了するため、引き続きもしくは新たにご協力頂ける企業と協定を締結し、災害の発生に備えていきたいと考えております。

なお、本協定の締結者は、関東地方整備局が実施する総合評価落札方式の競争入札において、企業の技術力で「地域貢献度（災害協定等の有無）」の項目に加算評価されます。

【受付期間】令和3年3月30日（火）から令和3年4月26日（月）まで

※ 道路啓開とは、緊急車両等の通行のため、早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正等により救援ルートを開けることをいいます。大規模災害では、応急復旧を実施する前に救援ルートを確保する道路啓開が必要です。

※ 関係資料を上記受付期間に、横浜国道事務所ホームページに掲載します。
横浜国道ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/yokohama/>

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ・神奈川県政記者クラブ・神奈川建設記者会・横浜ラジオ・テレビ記者会

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 横浜国道事務所
〒221-0855 横浜市神奈川区三ツ沢西町13-2
TEL：045-311-2981（代表）
副 所 長 山中 直人（やまなか なおと） 内線205
防災情報課長 山本 則行（やまもと のりゆき） 内線281

公募する協定の種類とスケジュール

1 協定の種類

- I 「災害時における早期情報収集及び応急対策に関する協定」
(道路関連)
- II 「災害時における早期情報収集及び応急対策に関する協定」
(電気・機械設備関連)
- III 「首都直下地震における東京都内道路啓開(南方向)に関する協定」

2 スケジュール

- 公募期間:令和3年3月30日(火) から令和3年4月26日(月)まで
- 協定締結者の通知:令和3年5月 下旬頃予定

3 公募手続き資料

令和3年3月30日(火)の9時15分から、下記横浜国道事務所ホームページアドレスからダウンロードができます。

<https://www.ktr.mlit.go.jp/yokohama/>

I「災害時における早期情報収集及び応急対策に関する協定」 (道路関連)

【業務内容】

- ①緊急点検(パトロール)・・・損壊箇所等被害の把握と報告 等
- ②緊急措置・・・道路利用者の安全確保を図るためバリケード等の設置 等
- ③道路啓開・・・緊急車両の通行確保を図るための障害物除去 等
- ④応急復旧・・・緊急輸送道路の機能を確保するための状況に応じた復旧 等
- ⑤災害対策基本法第76条の6(災害時における車両の移動等)に関する業務
- ⑥除雪作業・・・車道及び歩道の除雪
- ⑦防災訓練・・・災害発生を想定した出動訓練 等

【協定区間】

神奈川県内の当事務所が管理する国道を分割した区間

【応募資格(概要)】

- ・関東地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和3・4年度一般競争(指名競争)入札参加資格業者のうち一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事、造園工事または橋梁補修工事のいずれかに認定されている者であること。
- ・神奈川県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
- ・平成17年4月1日以降に神奈川県内で元請けとして完了した公募公示文記載の工事施工実績を有すること。等

Ⅱ「災害時における早期情報収集及び応急対策に関する協定」 (電気・機械設備関連)

【業務内容】

- ①緊急点検・・・所管施設に災害が発生し、または発生が予想される場合における損壊箇所等被害の把握と報告 等
- ②緊急措置・・・道路利用者の安全確保を図るためバリケード等の設置 等
- ③応急復旧・・・被災した所管施設の機能回復に必要な応急復旧作業 等
- ④防災訓練・・・災害発生を想定した出動訓練 等

【協定区間】

当事務所が管理する国道の全線を対象

【応募資格(概要)】

- ・関東地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和3・4年度一般競争(指名競争)入札参加資格業者のうち電気設備工事、機械設備工事、通信設備工事または受変電設備工事のいずれかに認定されている者であること。
- ・神奈川県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
- ・平成17年4月1日以降に神奈川県内で元請けとして完了した公募公示文記載の工事施工実績を有すること。等

Ⅲ「首都直下地震における東京都内道路啓開(南方向)に関する協定」

【業務内容】

- ①緊急点検・・・損壊箇所等被害の把握と報告 等
- ②緊急措置・・・道路利用者の安全確保を図るためバリケード等の設置 等
- ③道路啓開・・・緊急車両の通行確保を図るための障害物除去や路上放置車両の移動 等
- ④緊急復旧・・・道路啓開後に緊急輸送道路の機能を確保するための復旧 等
- ⑤災害対策基本法第76条の6(災害時における車両の移動等)に関する業務
- ⑥防災訓練・・・災害を想定した出動訓練 等

【協定区間】

- ① 東京国道事務所が管理する国道1号、国道15号
- ② ①に隣接した横浜国道事務所が管理する国道1号、国道15号の一部区間(国道1号:川崎市幸区御幸公園交差点～多摩川大橋左岸橋詰めの区間)(国道15号:川崎市川崎区競馬場前交差点～六郷橋左岸橋詰めの区間)
- ③ その他必要に応じて他の道路に迂回する場合又は他の道路管理者からの要請による道路啓開を行う場合の道路区間

【応募資格(概要)】

- ・関東地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和3・4年度一般競争(指名競争)入札参加資格業者のうち一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事、造園工事または橋梁補修工事のいずれかに認定されている者であること。
- ・神奈川県内又は東京都内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
- ・平成17年4月1日以降に神奈川県内で元請けとして完了した公募公示文記載の工事施工実績を有すること。等